

用地調査等業務の委託に関する事務取扱要領

(昭和62年3月30日制定)

(趣旨)

第1条 埼玉県県土整備部及び都市整備部所管の公共事業に必要な土地等の取得等に伴う測量、調査、補償金額の算定等(以下「用地調査等」という。)の業務の委託については、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(業務の範囲)

第2条 用地調査等で委託できる業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一 地図の転写
- 二 土地及び物件等の登記記録等の調査
- 三 戸籍簿等の調査
- 四 土地等の権利者の確認調査
- 五 土地の測量及び面積計算又は製図等
- 六 土地及び土地に関する所有権以外の権利の評価並びに残地補償等に関する調査又は補償金額の算定
- 七 建物、工作物、墳墓及び立竹木に関する調査又は補償金額の算定
- 八 居住者等及び動産に関する調査又は補償金額の算定
- 九 営業に関する調査又は補償金額の算定
- 十 消費税等に関する調査又は補償金額の算定
- 十一 鉱業権、漁業権、水利権及びその他特殊な権利の補償に関する調査又は補償金額の算定
- 十二 立毛、養殖物及び特産物に関する調査又は補償金額の算定
- 十三 公共補償に関する調査又は補償金額の算定
- 十四 電波障害、日照阻害(日陰により生ずる太陽光発電の損害等を含む。)、水枯渇、地盤変動及びその他の事業損失に関する調査又は費用負担額の算定
- 十五 上記十四の算定内容等の諸説明(費用負担説明)
- 十六 土地調書及び物件調書その他これに類する資料の作成
- 十七 土地等の取得等に伴う補償内容等の諸説明(以下「補償説明」という。)
- 十八 事業認定申請書及び裁決申請図書の作成
- 十九 精度監理業務
- 二十 その他前各号に類する業務の調査又は補償金額の算定等

(委託者の選定)

第3条 所長は、前条各号の業務を委託に付する場合においては、次の各号の一に該当する者のうちから選定するものとする。

- 一 埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- 二 前号に掲げる者のほか、委託する土地及び物件等の調査等に関し、特に精通しかつ所長が適当と

認めた者

2 所長は、前条第六号の業務を委託する場合には、不動産鑑定業者に委託するものとする。
(事務の取扱)

第4条 所長は、用地調査等の業務を委託する場合は、別に定める仕様書等により行うものとする。
(立入り及び立会い)

第5条 所長は、受注者が用地調査等のため、他人の占有する土地、建物又は工作物に立ち入ることができようあらかじめ措置しておくものとする。

2 所長は、受注者が土地等の所有者、占有者その他の利害関係人の立会を得られるようあらかじめ措置しておくものとする。
(身分証明書)

第6条 所長は、受注者に対し、用地調査等に従事する者の身分証明書(別紙様式)を交付し、用地調査等に従事する者に常時携帯させなければならない。

2 受注者は、用地調査等を完了したときは、遅滞なく身分証明書を所長に返納しなければならない。
(資料の貸与等)

第7条 所長は、受注者が用地調査等を行うために必要な資料等を受注者に貸与するものとする。

2 所長は、受注者が登記事項証明書等の交付等を受けるために必要な交付申請書等を受注者に交付するものとする。

3 所長は、受注者に各種調査用紙等を支給するものとする。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成13年12月27日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年3月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。